

## 三次改定の考え方について（素案）

本市では、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とした「新潟市消費生活条例」に基づき、平成20年3月に「新潟市消費生活推進計画」（計画期間は平成20年度から平成26年度まで）を策定し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を推進してきました。

その後は、平成27年3月に平成27年度から平成30年度までの4年間の計画期間とする一次改定を行い、平成28年7月に「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」と改正し、平成31年3月に平成31年度から令和4年度までの4年間の計画期間とする二次改定を行い、現在に至っています。

このたびの三次改定に当たっては、引き続き条例に掲げる基本理念を根幹としつつ、令和5年度から始まる新たな新潟市総合計画との整合性を図り、消費者行政を取り巻く状況の変化を踏まえた課題と施策の見直しを行い、優先的な取組を明示するとともに、新たに指標を設定することとします。

## 【三次改定に向けたフロー図】

